

令和四年法律第八十四号

地方公共団体の議員及び長の選挙期
日等の臨時特例に関する法律

(選挙期日)

第一条 令和五年三月一日から同年五月三十一日

までの間に任期が満了することとなる地方公共
団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以
下同じ。)の議会の議員又は長の任期満了によ
る選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日
以前に行う場合及び公職選挙法(昭和二十五年
法律第百号)第三十四条の二第一項又は第三項
(これらの規定を同条第四項において準用する
場合を含む。)の規定により行う場合を除き、都
道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六
十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都
市(以下「指定都市」という。)の議会の議員
及び長の選挙にあつては令和五年四月九日、指
定都市以外の市、町村及び特別区(以下この条
及び第七条第一項において「市区町村」とい
う。)の議会の議員及び長の選挙にあつては同
月二十三日とする。

2 令和五年六月一日から同月十日までの間に任
期が満了することとなる指定都市又は市区町村
の長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙
法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それ
ぞれ前項に規定する期日とすることができ、
この場合において、当該選挙に関する事務を管
理する選挙管理委員会は、指定都市の選挙管理
委員会にあつては同年一月八日までに、市区町
村の選挙管理委員会にあつては同月二十二日ま
でに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の
議員又は長(第一項の地方公共団体の議会の議
員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議
員又は長の任期満了による選挙について公職選
挙法第三十四条の二第二項(同条第四項におい
て準用する場合を含む。)の規定による告示が
なされていないもの及び前項前段の指定都市又
は市区町村の長であつて当該指定都市又は市区
町村の長の任期満了による選挙について同項後
段の規定による告示がなされているものをいう。
次項において同じ。)について、任期満了
による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた
場合において、同法第三十三条第二項又は第三
十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき
期間が令和五年四月一日以後にかかり、かつ、

当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ
当該各号に定める日前五日までに始まるるとき
は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うと
きを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三
条第二項又は第三十四条第一項の規定にかわら
ず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の
議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又
は長(当該地方公共団体の議会の議員又は長の
任期満了による選挙について、公職選挙法第三
十四条の二第二項(同条第四項において準用す
る場合を含む。)の規定による告示がなされて
いるものを除く。)について、任期満了による
選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合
(同法第一百七十七条の規定により選挙を行うべき
事由が生じた場合を除く。)において、同法第
三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定に
より当該選挙を行うべき期間が令和五年四月一
日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に
掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前
十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月
二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期
日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第
一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規
定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日

は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四
条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ
る選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告
示しなければならない。

- 一 都道府県知事の選挙 令和五年三月二十
三日
 - 二 指定都市の長の選挙 令和五年三月二十
六日
 - 三 都道府県及び指定都市(第七条第二項にお
いて「都道府県等」という。)の議会の議員
の選挙 令和五年三月三十一日
 - 四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員
及び長の選挙 令和五年四月十六日
 - 五 町村の議会の議員及び長の選挙 令和五年
四月十八日
- (同一の地方公共団体における任期満了選挙の
同時選挙の取扱い)
- 第三条 公職選挙法第三十四条の二の規定は、地
方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公
共団体の長の任期がいずれも令和五年三月一日

から同年五月三十一日までの間に満了する場合
には、適用しない。

(同時選挙)

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の

議会の議員の選挙及び当該都道府県の知事の選
挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選
挙及び当該市町村若しくは特別区の長の選挙
は、それぞれ公職選挙法第百九十九条第一項の規
定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会

の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を
包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙
は、公職選挙法第百九十九条第二項の規定により
同時に行う。この場合において、同法第百二十
条第三項及び第百二十一条の規定は、適用しな
い。

3 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員
及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用い
て行う投票方法等の特例に関する法律(平成十
三年法律第百四十七号)第十四条第一項の規定
により公職選挙法第十二章の規定を適用しない
こととされる選挙については、適用しない。

(立候補の禁止)

第五条 第一条の規定により令和五年四月九日に

行われる選挙(以下この項において「第一統一
地方選挙」という。)又は公職選挙法第百十
条第四項の規定により第一統一地方選挙と同時
に行われる地方公共団体の議員の再選挙若
しくは同法第百十三条第三項の規定により第一
統一地方選挙と同時に進行される地方公共団体の
議会の議員の補欠選挙において公職の候補者と
なった者は、当該選挙に係る選挙区(選挙区が
ないときは、選挙の行われる区域。以下この項
において同じ。)の全部又は一部を含む区域を
区域とする選挙区において、第一条の規定によ
り同月二十三日に行われる選挙(以下この項に
おいて「第二統一地方選挙」という。)、同法第
百十條第四項の規定により第二統一地方選挙と
同時に行われる地方公共団体の議会の議員の再
選挙若しくは同法第百十三条第三項の規定によ
り第二統一地方選挙と同時に行われる地方公共
団体の議会の議員の補欠選挙又は同法第三十三
条の二第二項(同条第七項の規定により読み替
えて適用される場合を含む。)の規定により同
日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の
再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者
となることできない。

2 前項の規定により公職の候補者となること
できない者は、公職選挙法第六十八条第一項
(第二号に係る部分に限る。)、及び第三項(第二
号に係る部分に限る。)、第八十六条第九項(第
七号に係る部分に限る。)、第八十六条の二第七
項(第二号に係る部分に限る。)、同法第八十六条
の三第二項において準用する場合を含む。)並
びに第八十六条の四第九項の規定の適用につい
ては、同法第八十七条第一項の規定により公職
の候補者となることできない者とみなす。

(寄附等の禁止期間)

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行

われる選挙について、公職選挙法第百九十九
条の二及び第百九十九条の五の規定を適用する場
合には、同法第百九十九条の二第一項ただし書
に規定する期間並びに同法第百九十九条の五第
一項ただし書、第二項及び第三項に規定する一
定期間とは、同条第四項(第三号に係る部分に
限る。)の規定にかかわらず、第一項第一項又
は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前
九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間
とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議

会の議員又は長の任期満了による選挙につい
ては、適用しない。

一 令和五年三月一日から同月三十日までの間
に任期が満了することとなる市区町村の議会
の議員又は長の任期満了による選挙

二 令和五年三月三十一日から同年五月三十一
日までの間に任期が満了することとなる市区
町村の議会の議員の任期満了による選挙(市
区町村であつて、当該市区町村の議会の議員
の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同
年一月二十二日のいずれか早い日において現
在職する当該市区町村の長の任期満了の日
が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該
任期満了の日前九十日に当たる日から当該任
期満了の日前九十一日までの間に当該市区町村
の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区
町村であつて、当該市区町村の議会の議員の
任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年
一月二十二日のいずれか早い日において、当
該市区町村の長の任期満了による選挙につい
て第一条第二項後段の規定による告示がなさ
れているものを除く。))の議会の議員の任期
満了による選挙に限る。)

三 令和五年三月三十一日から同年五月三十一

日までの間に任期が満了することとなる市区

町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十二日」とあるのは、「同年一月八日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第八条 第二条から前条までに定めるものほか、第一条の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。